免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県会津若松市本町９番13号
清算株式会社　株式会社ＬＬＺ
代表清算人　宮崎　禮二
1　決定年月日　令和８年２月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所会津若松支部

令和８年（ヒ）第２００５号
東京都千代田区神田淡路町１丁目19番地白須ビル１Ｆ
清算株式会社　株式会社大江戸商事
代表清算人　高澤　俊幸
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社ＡＳＭ管理
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　明日香食品株式会社
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社モンマルシェ商事
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第４号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目６番10号
清算株式会社　株式会社エイチワイ
代表清算人　大西　　卓
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０号
栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社　株式会社宇塚
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０６５号
東京都港区虎ノ門３―11―９シュミット虎ノ門ビル５Ｆ
清算株式会社　株式会社Ａ管財
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９３号
東京都杉並区荻窪４丁目30番16号
清算株式会社　株式会社Ｅｖｏｌｖｉｎｇ　Ｇ
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
新潟県佐渡市北狄1561番地
清算株式会社　株式会社Ａｃｒｏｓｓ　Ｔｈｅ　Ｓｅａ
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所佐渡支部

令和７年（ヒ）第１００２号
長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　株式会社ＭＪ
代表清算人　森川　潤一
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１０１１号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦２番地
清算株式会社　ＭＲＥ株式会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３００７号
大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12
清算株式会社　株式会社プロコン
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３００８号
大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12
清算株式会社　スカーレット株式会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第８号
奈良県橿原市新賀町139番地の１
清算株式会社　株式会社ＫＪ整理会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

令和７年（ヒ）第１０３号
鹿児島市平之町10番15号　グランフォーレ高見馬場1102
清算株式会社　株式会社薩摩製作所
代表清算人　篠原　秀嗣
1　決定年月日　令和８年３月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字石渡字田浦61番地２
清算株式会社　株式会社長慶
代表清算人　寺本　收宏
1　決定年月日　令和８年３月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
1　定義
本協定における一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権以外のものをいう。
2　利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済基準債権額
本協定に基づく弁済額算定にあたり、基準となる債権額は、特別清算開始決定日を基準日とし、同日現在における元本及び利息・遅延損害金（利息・遅延損害金は基準日の前日までの分とする）の合計額とする。
4　弁済
⑴　協定債権者株式会社青和は、一般債権者としての弁済は受領しない。
⑵　清算株式会社は、協定債権者株式会社青和を除く各一般債権者に対し、担保権付債権者の担保権によって弁済されない残額が確定した日（令和８年11月30日時点で残額が確定しない場合には同日とする）から２か月以内に、同時点において換価処分が終了した資産の換価代金から必要な経費を控除した残額を、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。
⑶　この弁済は、各一般債権者の指定する金融機関の口座に送金する方法により実施する。送金手数料は清算株式会社の負担とする。
5　免除
⑴　協定債権者株式会社青和は、清算株式会社に対し、担保権によって弁済されない残額について、その債務を免除する。
⑵　協定債権者株式会社青和を除く各一般債権者は、第４項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各弁済基準債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。